

東日本大震災により被災した第1号被保険者の介護保険料の減免に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東日本大震災（以下「大震災」という。）で被災した第1号被保険者に係る介護保険料の減免（以下「減免」という。）の取り扱いに関し、千葉市介護保険条例（平成12年千葉市条例第12号。以下「条例」という。）、千葉市介護保険規則（平成12年千葉市規則第74号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(減免を受けることができる者)

第2条 減免の対象となる者（以下「減免対象者」という。）は、平成23年3月1日に特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。以下同じ。）に住所を有していた第1号被保険者とする。被災後、特定被災区域から本市に転入した第1号被保険者も同様とする。

(減免基準)

第3条 減免の基準は、次の各号に該当する第1号被保険者について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 大震災による被害を受けたことにより、第1号被保険者の居住する住宅に著しい損害を受けた場合 次の区分による

損害程度	軽減又は免除の割合
全壊	全部
半壊・大規模半壊	2分の1

上記の表を適用するに当たり、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに規定する長期避難世帯に属する第1号被保険者については、その損害程度を全壊とみなす。

(2) 大震災による被害を受けたことにより、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が死亡し、障害者（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。）となり、又は重篤な傷病を負った場合 全部

(3) 大震災による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の行方が不明である場合 全部

(4) 大震災による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイの全てに該当する場合 次の区分による

ア 事業収入等の減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が、平成22年中における当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の、平成22年中の所得の合計額が400万円以下であること。

合計所得金額	対象保険料額	軽減又は免除の割合
200万円以下であるとき	本来の保険料額×減少割合 (主たる生計維持者の、平成	全部
200万円を超えるとき	22年中における合計所得金額に占める「減少することが見込まれる事業収入等に 係る平成22年中の所得金額」の割合)	10分の8 ※ただし、主たる生計維持者の失業又は事業を廃止したこと等により、当面の間、収入が見込めない場合は、全部

(6) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による、避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象となっている場合 全部

(7) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による区域に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている場合 全部

(8) 特定避難勧奨地点（原子力災害特別措置法第17条第8項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるとして特定した住居をいう。以下同じ。）に居住しているため、避難を行っている場合 全部

(9) 第1号から第8号までの規定に準ずるものとして区長が認める場合 区長が認める額

2 前項の規定による保険料の減免を受けようとする者は、規則別表第2に規定する介護保険料（徴収猶予・減免）申請書を区長（千葉市区長事務委任規則（平成4年千葉市規則第4号）第2条第3項の規定により、市長が特に必要と認めた者に係る減免については、市長）に提出しなければならない。この場合において、前項第4号に規定する減免事由に該当するときには、東日本大震災による収入減少額計算書（別記様式）を添えなければならない。

（減免適用期間）

第4条 前条に規定する減免の適用期間は、平成23年3月11日（以下「適用日」という。）から平成24年9月30日までとする。ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 前条第1項第3号に該当する場合 適用日から平成24年9月30日までの間において、その行方が明らかとなった日の属する月の前月を終期とする。

(2) 前条第1条第6号のうち、平成23年4月22日に屋内退避指示が解除となった福島県いわき市及び田村市の一部からの転入者については、指示があった日の属する月を始期とし、平成23年6月末日を終期とする。

(平成25年度における適用期間の延長)

第4条の2 第4条の規定にかかわらず、平成25年度については、第3条に規定する保険料の免除の適用期間の終期は次のとおりとする。

(1) 警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域並びに特定避難勧奨地点からの転入者 平成26年3月31日

(平成26年度における適用期間の延長)

第4条の3 第4条の規定にかかわらず、平成26年度については、第3条に規定する保険料の免除の適用期間の終期は次のとおりとする。

(1) 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点からの転入者 平成27年3月31日

(2) 旧緊急時避難準備区域及び平成25年度以前に指定が解除された旧特定避難勧奨地点からの転入者

ア 被保険者の合計所得金額が633万円以上の者（「上位所得者」という。第4条の4において同じ。） 平成26年9月30日

イ アに該当しない者 平成27年3月31日

(平成27年度における適用期間の延長)

第4条の4 第4条の規定にかかわらず、平成27年度については、第3条に規定する保険料の減免の適用期間の終期は次のとおりとする。

(1) 帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域からの転入者 平成28年3月31日

(2) 旧緊急時避難準備区域及び平成26年度以前に指定が解除された避難指示解除準備区域及び旧特定避難勧奨地点からの転入者

ア 上位所得者 平成27年9月30日

イ アに該当しない者 平成28年3月31日

(平成28年度における適用期間の延長)

第4条の5 第4条の規定にかかわらず、平成28年度については、第3条に規定する保険料の減免の適用期間の終期は次のとおりとする。

(1) 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域からの転入者 平成29年3月31日

(2) 旧緊急時避難準備区域、平成27年度以前に指定が解除された避難指示解除準備

備区域及び旧特定避難勧奨地点からの転入者

ア 被保険者の合計所得金額が633万円以上（ただし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額）である者（「上位所得者」という。第4条の6～第4条の9において同じ。） 平成28年9月30日

イ アに該当しない者 平成29年3月31日

（平成29年度における適用期間の延長）

第4条の6 第4条の規定にかかわらず、平成29年度については、第3条に規定する保険料の減免の適用期間の終期は次の各号のとおりとする。

（1）帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域からの転入者 平成30年3月31日

（2）旧緊急時避難準備区域及び旧特定避難勧奨地点並びに平成28年度以前に指定が解除された旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域からの転入者

ア 上位所得者 平成29年9月30日

イ アに該当しない者 平成30年3月31日

（平成30年度における適用期間の延長）

第4条の7 第4条の規定にかかわらず、平成30年度については、第3条に規定する保険料の減免の適用期間の終期は次のとおりとする。

（1）帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域からの転入者 平成31年3月31日

（2）旧緊急時避難準備区域及び旧特定避難勧奨地点並びに平成29年度以前に指定が解除された旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域からの転入者

ア 上位所得者 平成30年9月30日

イ アに該当しない者 平成30年3月31日

（平成31年度における適用期間の延長）

第4条の8 第4条の規定にかかわらず、平成31年度については、第3条に規定する保険料の減免の適用期間の終期は次のとおりとする。

（1）帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域からの転入者 平成32年3月31日

（2）旧緊急時避難準備区域及び旧特定避難勧奨地点並びに平成29年度以前に指定が解除された旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域からの転入者

ア 上位所得者 平成31年9月30日

イ アに該当しない者 平成32年3月31日

（令和2年度における適用期間の延長）

第4条の9 第4条の規定にかかわらず、令和2年度については、第3条に規定する保険料の減免の適用期間の終期は次のとおりとする。

- (1) 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域からの転入者 令和3年3月31日
- (2) 旧緊急時避難準備区域及び旧特定避難勧奨地点並びに平成29年度以前に指定が解除された旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域からの転入者
 - ア 上位所得者 令和2年9月30日
 - イ アに該当しない者 令和3年3月31日

(令和3年度における適用期間の延長)

第4条の10 第4条の規定にかかわらず、令和3年度については、第3条に規定する保険料の減免の適用期間の終期は次のとおりとする。

- (1) 帰還困難区域からの転入者 令和4年3月31日
- (2) 被保険者の合計所得金額（平成30年度税制改正に伴う所得指標の見直しを反映させた後の合計所得金額とする。）が633万円以上（ただし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額）である者（以下「上位所得者」という。）を除く旧緊急時避難準備区域及び旧特定避難勧奨地点並びに令和元年度以前に指定が解除された旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域、旧帰還困難区域からの転入者 令和4年3月31日

(令和4年度における適用期間の延長)

第4条の11 第4条の規定にかかわらず、令和4年度については、第3条に規定する保険料の減免の適用期間の終期は次のとおりとする。

- (1) 帰還困難区域からの転入者 令和5年3月31日
- (2) 被保険者の合計所得金額（平成30年度税制改正に伴う所得指標の見直しを反映させた後の合計所得金額とする。）が633万円以上（ただし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額）である者（以下「上位所得者」という。）を除く旧緊急時避難準備区域及び旧特定避難勧奨地点並びに令和元年度以前に指定が解除された旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域、旧帰還困難区域からの転入者 令和5年3月31日

(適用期間の始期の例外)

第4条の12 上位所得者となったことにより当該減免の適用期間が終了した者が、その後上位所得者に該当しなくなったことにより再度第4条の2から前条までの各条に該当する場合、その減免の始期は再度適用となる年度の8月1日とする。

(他の要綱との調整)

第5条 大震災で被災した第1号被保険者に係る介護保険料の減免については、千葉市介護保険料の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱（平成12年9月1日施行）が適用される場合においても、本要綱を優先して適用する。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月22日から施行し、同年3月11日以降の保険料について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行し、平成23年3月11日以降の保険料について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

(様式第1号)

平成 年 月 日

東日本大震災による収入減少額計算書

被保険者 住所

氏名

	平成22年中 の収入金額 (A)	平成22年中 の所得額(B)	平成23年の 収入見込額(C)	減少額 (D)=(A)-(C)	減少率 (E)=(D)/(A)
事業収入					
不動産収入					
山林収入					
給与収入					
年金収入					
その他					
計					

※(C)は、保険金、損害賠償等により補填される金額を含む。

減少することが見込まれる事業収入等に係る平成22年中の所得金額の合計 (F) ※(B)のうち減少が見込まれるものの合計	
平成22年中の合計所得金額 (G)	
減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の、平成22年中の所得の合計額 (H)=(G)-(F)	
減少することが見込まれる事業収入等に係る平成22年中の所得金額の合計の、合計所得金額に対する割合 (I)=(F)/(G)	

注意事項

- この計算書は、東日本大震災により被災した第1号被保険者の介護保険料減免に関する取扱要綱第3条第1項第4号の規定による、保険料の減免申請に使用します。
- 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方(主たる生計維持者)について提出してください。